

飯塚市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

平成18年12月25日

飯塚市告示第208号

(趣旨)

第1条 生活排水による公共水域の水質汚濁を防止し、良好な生活環境を保全するため、小型浄化槽設置整備事業の補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、飯塚市補助金等交付規則(平成18年飯塚市規則第54号)に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 浄化槽 浄化槽法(昭和58年法律第43号。以下「法」という。)第2条第1号に規定する浄化槽で、生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という。)除去率90パーセント以上、放流水のBOD 20mg/1日(日間平均値)以下の機能を有し、法第4条第2項の規定による構造基準に適合するものをいう。

(2) 小型浄化槽設置整備事業 循環型社会形成推進交付金交付要綱(平成17年4月11日環廃対発第050411001号)に規定する浄化槽設置整備事業であって、小型浄化槽の設置に係る事業をいう。

(3) 専用住宅 専ら居住の用に供する建物で、事業の用に併用して供する場合は、延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供する建物をいう。

(対象地域)

第3条 この告示の対象となる地域は、公共下水道事業計画区域並びにコミュニティプラント及び農業集落排水施設の処理区域以外の地域とする。

(補助金の交付)

第4条 市長は、前条に定める地域内において、専用住宅に処理対象人員10人以下の浄化槽を設置しようとする者に対して、補助金を交付する。ただし、専用住宅のうち事業の用に併用して供する場合は、処理対象人員50人以下の浄化槽とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、

補助金を交付しない。

- (1) 法第 5 条第 1 項に基づく設置の届出の審査又は建築基準法（昭和 25 年法律第 2 0 1 号）第 6 条第 1 項に基づく確認を受けずに、浄化槽を設置する者
 - (2) 販売又は賃貸の目的で浄化槽付専用住宅を建築（改築を含む。）する者
 - (3) 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が、専用住宅を自らの居住の用に供すると認められない者
 - (4) 本市の市税を滞納している者
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める者
- （補助金額）

第 5 条 補助金の額は、浄化槽の設置に要する費用に相当する額とし、別表第 1 の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める額を限度とする。この場合において、人槽区分については、別表第 2 によるものとする。

（補助金の交付申請）

第 6 条 申請者は、補助金交付申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 位置図（付近見取図）
 - (2) 住宅平面図（配置配管図）
 - (3) 浄化槽設置届出書及び受理書の写し又は浄化槽設置計画書の写し
 - (4) 工事請負契約書の写し
 - (5) 誓約書
 - (6) 小型浄化槽機能保証登録証
 - (7) 浄化槽設備士免状又は修了証書の写し
 - (8) 浄化槽認定シート、登録証の写し及び浄化槽管理（C）票
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- （交付及び不交付の通知）

第 7 条 市長は、補助金を交付すると決定した者（以下「補助対象者」という。）に対しては補助金交付決定通知書により、交付しないと決定した者に対しては補助金不交付決定通知書によりそれぞれ通知する。

（住所の変更）

第 8 条 補助対象者は、前条の補助金交付決定通知を受けた後、住所を変更した場合は、住所変更届を市長に提出しなければならない。

(変更の承認申請等)

第 9 条 補助対象者は、第 7 条の補助金交付決定通知を受けた後、補助金の申請内容 (住所の変更を除く。) を変更する場合又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、変更承認申請書により、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の変更承認申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、承認することを決定した者に対しては変更承認通知書により、承認しないことを決定した者に対しては変更不承認通知書により、それぞれ通知するものとする。

3 補助対象者は、補助対象工事が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象工事の遂行が困難となった場合は、直ちに市長に報告してその指示を受けなければならない。

(実績報告)

第 10 条 補助対象者 (前条第 1 項の規定により、事業の中止又は廃止の承認を受けた者を除く。) は、補助金に係る浄化槽の使用開始の日 (法第 10 条の 2 第 1 項の規定により県知事に報告する使用開始の日と同一の日とする。) から 1 月以内又は当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い日まで実績報告書に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 浄化槽設置状況検査依頼書 (法第 7 条) 及び領収書の写し
- (2) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し
- (3) 工事写真集
- (4) 浄化槽工事完了届出書の写し及び浄化槽工事検査報告書の写し
- (5) 浄化槽使用開始報告書の写し
- (6) 竣工平面図
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(工事の施工)

第 11 条 浄化槽の設置工事においては、浄化槽設置工事基準書に基づき施工しなければならない。

(適用除外)

第12条 この告示に定める補助金は、国、県又は市等の公共団体の施設及びこれに附帯する建築物の浄化槽には適用しないものとする。

(補則)

第13条 この告示に定めるもののほか、この告示の事務に用いる書類の様式その他必要な事項については、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第5条の規定にかかわらず、平成22年4月1日から平成24年3月31日までの間の申請に係る補助金については、次の表の人槽区分に応じた基準に該当するものは、それぞれ当該右欄に定める額を限度額とする。

人 槽 区 分	基 準 (浄化槽の消費電力)	限 度 額
5人槽	定格出力52ワット以下	364,000円
7人槽	定格出力74ワット以下	451,000円
10人槽	定格出力101ワット以下	570,000円

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

別表第 1 (第 5 条関係)

人 槽 区 分	限 度 額
5 人 槽	332,000円
7 人 槽	411,000円
10人槽	519,000円

別表第 2 (第 5 条関係)

5 人 槽	A 130 の場合	A : 居住の用に供する延 べ床面積 (m ²)
7 人 槽	130 < A の場合	
10人槽	浴室及び台所が 2 箇所以上ある住宅 (2 世帯又は大 家族住宅用)	